

議 事 録

会議名	令和2年度第1回文化財保護委員会会議		
日 時	令和2年10月26日（月）午後1時から	開催形態	公開
場 所	役場東分庁舎第3会議室		
出席者	委員：玉園篤敏、入澤章、佐原慧、藤井孝、北條芳隆 事務局：大澤教育長、内田教育次長、芹沢教育総務課長、小林主査 傍聴者1名		
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・会長副会長の選出 ・報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大（応）神塚古墳保存目的のための調査について (2) 町指定重要文化財現状変更許可申請について ・協議事項（諮問） <ul style="list-style-type: none"> (1) 無形民俗文化財の町指定重要文化財指定についてについて 		
議 事	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ 大澤教育長</p> <p>3. 会長、副会長の選出 事務局から、寒川町文化財保護条例施行規則第10条に基づき、委員の互選により会長、副会長を選出することを説明。 前期と同様との意見があり、委員の互選により会長は北條委員、副会長は藤井委員に決定。</p> <p>4. 会長、副会長あいさつ 北條会長、藤井副会長があいさつ</p> <p>議事録承認委員として、本会議においては従前どおり会長が議事録承認をするということを確認。</p> <p>以後の議事進行は会長が行う。</p>		

5. 報告事項

(1) 大(応)神塚古墳保存目的のための調査について

(2) 町指定重要文化財現状変更許可申請について

事務局より両事項を説明。(2) 町指定重要文化財現状変更許可申請については町指定重要文化財第12号大日如来坐像について町文化財保護条例第10条に基づき申請書が提出され、町教育委員会が許可したことを説明。

(委員) 大日如来坐像はいつ頃のものか、木造か。

(事務局) 平安期のもので、町内最古の仏像である。

(委員) 木造であり、既に傷みが激しく2回大修理を実施した。

(会長) 寄木造りなのか、9世紀まであがるのか。

(事務局) 寄木造りであるが、何世紀までとなるかは把握していない。

(委員) 12世紀くらいか。歴史的言い伝え等もない。

→後に町史にて確認したところ平安時代後期との所見であった

(会長) 大神塚の調査から13世紀ごろ古墳が再利用されお祭りや、あるいは経塚に活用されていたようである。高台のところに古墳を含め宗教エリアとして再利用、再検証されたのかもしれない。

(委員) 古墳を再利用ということはよくあるのか。

(会長) よくある。神社の境内、古代寺院と絡んで保存されるケースが見られる。不思議なのは古代寺院だと7世紀ごろの豪族が古墳をつくり、その後寺院を作ったケースが多いが、大神塚は4世紀ごろ築造と思われるので時間差がかなりある。ただ、社会的記憶が伝えられ、時期によって宗教エリアとしての高まりがあったのかもしれない。

(委員) 安楽寺の起源の言伝えと、ご本尊の年代に差がある。

(委員) なぜ弥生時代の住居の上に古墳があるのか、このような事例はよくあるのか。

(会長) この地域では、紀元前後の弥生時代中期宮ノ台の集落があったが、その後東海地方の人々が入植してきて宮ノ台の人々を八王子のほうまで追いやったようである。そこから数百年後この地に根づいた人々が相模川から見える高台の場所に古墳を築いたようである。よって弥生中期の集落と古墳に連続性は無いと思われる。

(会長) 今回の調査の目的は古墳のくびれ部を確認することであったが、調査範囲と時期の問題もあり発見にはいたらなかった。なぜくびれ部の把握が必要かというのと、その形態で古墳の年代がわかる。4世紀頃ならくびれ部は細いが年代が経ていくと太くなっていく。よって今回の

調査では古墳のプロポーシヨンによる年代推定はできなかつたので、今後もくびれ部の確認調査が必要と思われる。

(委員) 事務局に聞きたいが、大神塚南側を駅周辺整備事業で発掘調査が実施されていたが、当時は大神塚の意識が低い中実施されたと思う。現在の視点で大神塚との関連性をどう考えるか。

(事務局) 岡田西河内遺跡という遺跡で、中心は弥生時代中期の集落である。昨年度の大神塚の調査では弥生時代中期の住居が確認されたので、おそらく集落が大神塚の方まで伸びていると思われる。大神塚との直接的関連は確認されていない。大神塚古墳の年代の住居等も確認されていない。6世紀後半から7世紀の大神塚周辺古墳群が確認されているので、会長が説明したように、大神塚の周辺が年代をまたぎ墓域や宗教的エリアとの認識があつたのかもしれないと考える。

6. 協議事項

事務局より寒川神社の追儺祭、武佐弓祭について、実施者の寒川神社より町文化財保護条例第3条第2項に基づき申請書が提出されたことに対し、同条例3条第3項に基づき諮問をしたことを説明。

(委員) 古来の神事で残っている二つだと思つていただいてよい。地域に根づいた「社人」といわれる神社の周りにお住まいの方々が中に入り祭礼に奉仕していただく祭祀である。流鏝馬も昔はそうであつたが、昭和に入って武田流の流鏝馬に変更した。以前は社人が馬を引きの前に行つて弓を撃つていた。現在古来から残っているのはこの二つの祭祀だけである。

追儺祭も武佐弓祭も似たような祭祀は全国にあるが、寒川神社の追儺祭で注目すべき点は祓うべき対象の鬼があらわれないところである。追儺板をならし鬼を祓うところが多いが、寒川神社の場合は、難波の小池の水を散布することで邪を祓つたり、周りを真っ暗にし難波の小池と奉唱しながら境内を歩いたりするのは、寒川大明神の神霊が難波の小池と言ひながら境内を移動し邪を祓うことを表していると思われ、宝物数えでは弓矢や兜太刀といった武力的力で邪を祓うなど複合的に邪を祓うことをしていた神事であつたと思われる。

道具もほとんど江戸時代と変らないが、兜(冠)に使われている植物は江戸時代の文献では「日陰鬘」(ひかげのかずら)と書かれているが、実際は高地でないと採取できない植物であり、現在は「鬘」を使用しているが、おそらく江戸時代も採取しやすい植物を使つていたのでは。「日陰鬘」は日本神話の天岩戸の前で踊つていた神がつけていた植物で今で

も大きな神事では使われているが、名称だけいただいて実施は違うということをお社ではよく行っている。このような若干の差異はあるが用具については江戸時代とほとんど差異はないと思われるが、動きは書かれておらず、明治の資料からそのころと変わりがなさそうと思われる。

武佐弓祭も道具については江戸時代の資料に書かれており、特に今もお祭りが終わった後に安産のお守りとして麻を配っているが江戸時代も同じであり地域に根付いている。所作も江戸時代と同じようであるのでこちらも寒川神社特有のお祭りであろう。追儺祭の方が資料が多い。どちらも無形民俗文化財として指定の価値はあるだろうと思う。

(委員) 追儺祭について実施日は何時か。旧暦に関係しているのか、一般に行われている節分のお祭り、豆まきなどとの関係は。

(委員) 豆まきの節分祭は比較的新しい時代にできたお祭り。旧暦からみると追儺祭が今で言う節分祭。神社によっては旧暦のものを新暦として2月に追儺祭を行っているところもある。古い形態を保っている神社では旧暦で行われているところが多い。ただし地域の事情により変わることも多い。寒川神社は1月2日で行われている。

(委員) 追儺祭、武佐弓祭は一般の方が入らず神職中心で行われているように見える。一般の方が入ると高齢化等で継続性が保たれないように思えるので、その点追儺祭、武佐弓祭はそのような心配は無いように思える。

(委員) 追儺祭は地域の「社人」という方々が入っている。しかし、代替わりがしっかりしており、地域の方も自分たちのお祭りという意識があり、継続していこうという意識が高い。武佐弓祭も役によって「社人」の方が入っている。江戸時代は社人の方が中心でお祭りをしてきたようだ。将来的にいつまで代替わりできるかわからないが、今回の指定が、実施する側にとっても地域の方々が求めているということの意識を持つ良い機会になると思う。

(委員) 国も法改正をし、特に無形文化財保護の強化を目指している。今回の件とは直接的には関係ないが、岡田地区の「大山灯籠」について高齢化のため後継者がいないのでやめようと言っているようである。このような時に行政として何か支援ができるか、残せるかを考えていただきたい。

(会長) 協議の中で課題点が鮮明化されたと思うが、地域の方々が入っていく中で、放置していくと改編が進んでいくかもしれない。ここで指定することにより、極力式次第や用具について固定化し変更がないようにしたいということでしょうか。

(一同) 良い。

(会長) 建議書文案についてはどうか。

(委員) 長い年月の中で変更が生じた場合は変更届を出すのか。

(事務局) 大幅な場合はそうなるだろう。

(委員) お祭りは時代により変化するもの。変化をあまり締め付けるとお祭り自体がなりたたない場合もある。社人ができなくなり、神職が行うようになるかもしれない。その辺を確認したい。

(委員) もう一点注意しなければならないのは、宗教行事なのか、地域の文化活動なのかということの整合性をとっていかねばならない。学校でも社会環境としての文化財として教えられたらとも思うが、宗教的なことと整合性をとれるような良い案がないものか。

(委員) 我々が子どものころは浜降祭の時など学校が休みになった。時代により考えは変化していくもの。現在の学校はいろいろな教育を取り入れすぎではないだろうか。昔は地域の文化は家庭教育だった。それができなくなったので学校でということになった。この辺をどこまで学校で教えていくのかは永遠の問題ではないだろうか。

(委員) 難しい問題であるが、少しでもより良い提案をしていければと思う。

(委員) 今回の指定について多くの方に知らしめていただきたい。

(会長) 宗教行為と行政の問題は委員の中でも共通認識ができてきたと思うが、我々は文化財として対象を見ているということ。その肝要なところは、寒川町の文化的生活を見るとき、地域の文化的枠組みの維持という観点から、どの程度の時間の長さや経験のもとで蓄積されてきたか、そこを基準にするということ。そこを堅持すれば宗教的対立のような単純化させることを避けつつ、地域社会の枠組みを日本文化の一環として維持していくことができる。その観点からみたとき、追儺祭、武佐弓祭についても町として守っていく姿勢がとれる。

指定後の改変の問題だが、現在決めたことが不変だということはありません、そのつど状況に対処することが前提。客観的サポートなどが無いままで行くより、町の文化財として一定の本筋に近いものを現時点で示しておき、それを基準として進めてもらうということで良いのかなと思う。

他にあるか。

(一同) 無し。

(会長) では建議文について案をそのまま了承ということで良いか。

(一同) 良い。

	<p>(会長) それでは原案のままで建議とします。 また、大山灯籠などの地域行事の保存の危機に関して事務局も注目していただきたい。また、今回の案件が指定となった場合は広く広報をしていただきたい。</p> <p>(事務局) 建議文についてはこの後鏡文や内容を整え文化財保護委員会から教育委員会へ提出する。その後教育委員会で指定、報告、議会へ報告、プレスリリース等となる。これらの日程等含め最終確認は会長に一任で良いか。 (一同) 良い。</p> <p>7. その他 事務局より寒川神社の県指定重要文化財である六十二間筋兜について山梨県立博物館より展示の申し入れがあったことを説明。</p> <p>以降議事進行は事務局</p> <p>8. 閉会 藤井副会長</p>
<p>資 料</p>	<p>※ 資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護委員名簿 2 寒川町文化財保護条例及び施行規則 3 大(応)神塚古墳(寒川町No.8遺跡)保存目的のための調査概要 4 町指定重要文化財現状変更許可申請書 5 町指定重要文化財申請書 6 建議書(案) <p>* 参考資料 令和2年度さむかわの社会教育</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>会長 北條 芳隆 (令和2年11月30日確定)</p>